

益子町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
24年度	24,617	8,943,270	523,257	1,275,880	14.3	17.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数(A)	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
24年度	133	526,832 (494,887)	71,437 (70,540)	189,577 (184,239)	787,846 (749,666)	5,924 (5,637)	5,495

(注)1 特別会計(公共下水道事業特別会計(2人)、農業集落排水事業特別会計(1人)、国民健康保険特別会計(6人)、後期高齢者医療特別会計(2人)および介護保険特別会計(6人)に係る職員数ならびに給与費は含まれていない。また、町長、副町長および教育長の給与費も含まれていない。

2 「職員手当」には退職手当は含まれていない。

3 「職員数」は平成24年4月1日現在の一般職員数(教育長は含まない)である。

4 「給与費」および「一人当たりの給与費」について、地方財政状況調査に基づくため一般職員ではない臨時職員(16人)の給与も含まれている。そのため、一般職員133人における「給与費」および「一人当たりの給与費」を()書きとした。

5 「類似団体平均一人当たり給与費」とは、人口規模、産業構造が類似している団体の給与費を単純平均したものである。

(3) 特記事項

○平成25年7月から、国の要請等を踏まえた減額措置の取組を実施した。(平成26年3月まで、3級以上の職員の給与を次により減額)

減額措置の内容

(給料)

3～5級:▲4.80%、6級:▲6.95%、7級:▲8.24%

(手当)

時間外勤務手当等へのはね返り

(ラスパイレス指数)

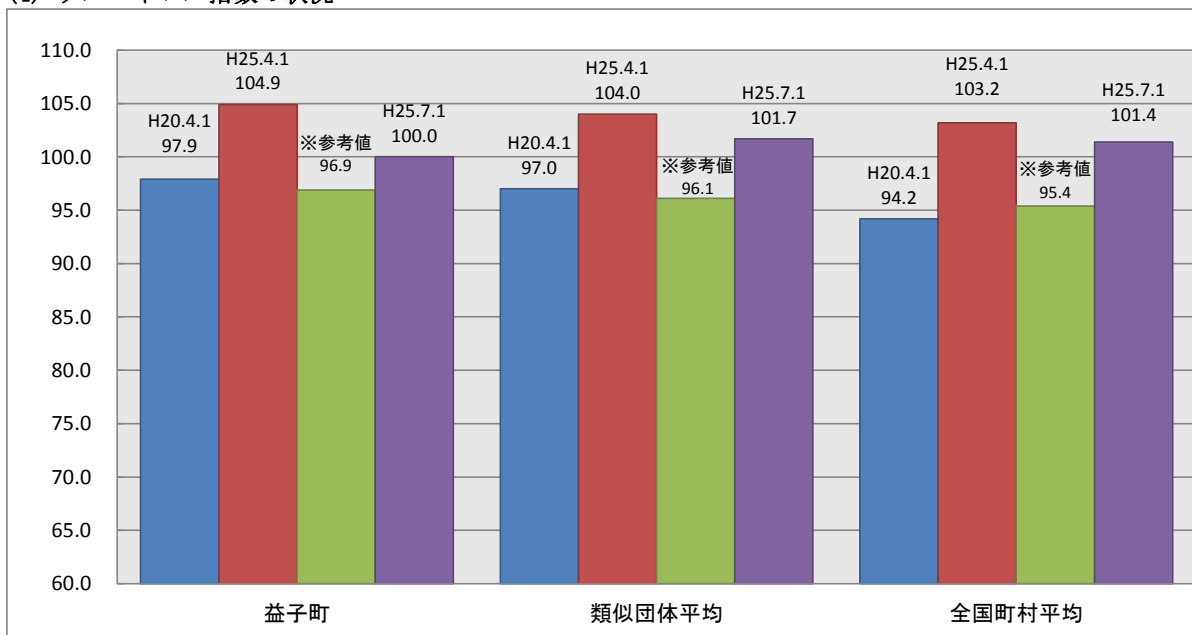
H25.4.1:104.9(参考値96.9)、減額時点(H25.7.1):100.0

○平成24年度から部長制導入に伴い7級制とし、課長補佐職を廃止した(部長:7級、課長:6級)。

○平成19年度から管理職手当の支給を定率制から定額制とし、当分の間支給額の抑制を行っている。

部長:54,000円、課長:27,000円(本来の支給額 部長:72,700円、課長:49,900円)

(4) ラスパイレス指数の状況



(注)1 「ラスパイレス指数」とは、全地方公共団体の一般行政職の給与月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 「類似団体平均」とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の平成25年4月1日現在の値である。

(5) 給与改定の状況（平成24年度）

益子町では人事委員会を設置していないため、人事院の勧告等に準じた給与改定を行っている。

- ①月例給 改定なし(国も同じ)
- ②特別給(期末・勤勉手当) 3.95月(据え置き、国も同じ)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成25年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
益子町	41.8 歳	313,184 円	343,954 円	328,036 円
栃木県	43.9 歳	348,686 円	426,906 円	379,550 円
国	43.1 歳	307,220 円	— 円	376,257 円
		(332,446 円)		(405,463 円)
類似団体	42.2 歳	315,038 円	365,866 円	340,819 円

②技能労務職

区分	公務員				民間			参考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢		平均給与月額(B)
益子町	51.5 歳	9 人	302,856 円	318,100 円	308,634 円	—	— 歳	— 円	—
うち用務員	55.7 歳	5人未満 人	315,650 円	325,900 円	322,150 円	用務員	53.7 歳	202,700 円	—
うち自動車運転手	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円	自家用自動車運転手	50.6 歳	232,700 円	—
うちその他	46.7 歳	5人未満 人	285,725 円	296,175 円	287,350 円	—	— 歳	— 円	—
栃木県	51.0 歳	333 人	345,248 円	392,360 円	370,544 円	—	— 歳	— 円	—
国	49.9 歳	3,272 人	272,119 円	— 円	309,534 円	—	— 歳	— 円	—
			(286,850 円)		(325,400 円)				
類似団体	49.5 歳	14 人	280,716 円	296,497 円	289,807 円	—	— 歳	— 円	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
益子町	5,058,400 円	— 円	—
うち用務員	5,221,600 円	2,809,400 円	—
うち自動車運転手	* 円	2,869,100 円	—
うちその他	4,717,400 円	— 円	—

d

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの4月に支給されたすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- 3 「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。
- 4 「平均年齢」は、10進法による表記である。
- 5 技能労務職の表における注意点
- ①民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成22～24年の3カ年の平均)。
 - ②技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 - ③年収ベースの「公務員(C)」および「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額((A)および(B))を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
- 6 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1～2人の場合はアスタリスク(*)とし、3～4人の場合は「5人未満」として記載している(その他、数値のない欄については、すべてハイフン(-)としている)。
- 7 国家公務員欄における「平均給料月額」および「平均給与月額(国ベース)」の()書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況（平成25年4月1日現在）

区分	益子町	栃木県	国	
一般行政職	大学卒	161,600 円	178,800 円	163,987 円 (172,200) 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	133,418 円 (140,100) 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	141,900 円	—
	中学卒	129,200 円	129,200 円	—

(注) 国家公務員欄における()書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成25年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	258,650 円	300,567 円	* 円	* 円	388,300 円
	高校卒	— 円	— 円	303,617 円	* 円	— 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円	* 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円

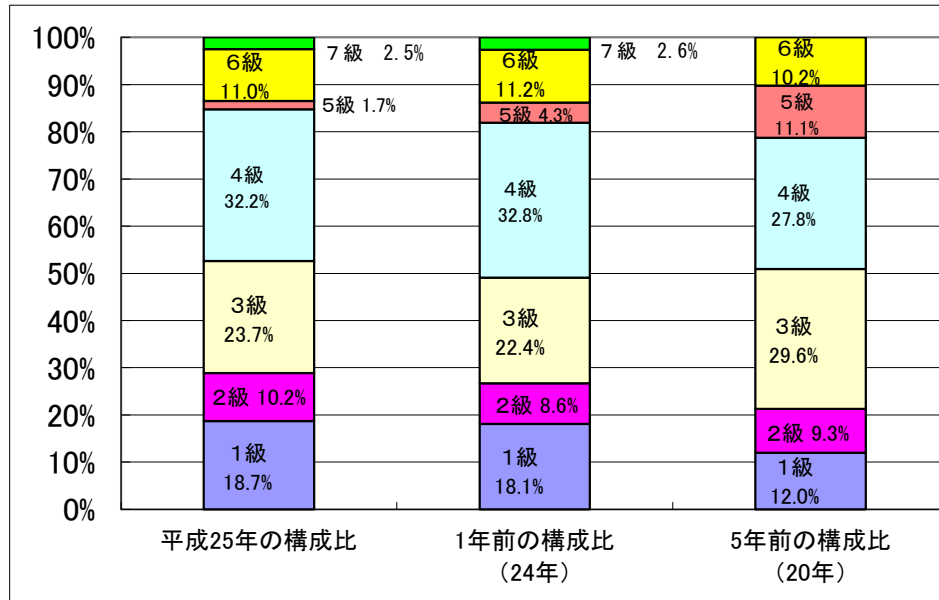
- (注) 1 近似のデータがない場合はハイフン(—)、該当者が1～2人となるデータについてはアスタリスク(*)としている。
 2 一般行政職(大学卒)において「経験年数10年」の職員は経験年数10年および11年の平均値となっている。
 3 一般行政職(大学卒)において「経験年数15年」の職員は経験年数14年および16年の平均値となっている。
 4 一般行政職(大学卒)において「経験年数30年」の職員は経験年数30年および31年の平均値となっている。
 5 一般行政職(高校卒)において「経験年数20年」の職員は経験年数20年および21年の平均値となっている。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
7級	部長	3	2.5	366,200 円	456,200 円
6級	課長・局長・主幹	13	11.0	320,600 円	422,600 円
5級	副主幹	2	1.7	289,200 円	400,600 円
4級	係長・主査	38	32.2	261,900 円	388,300 円
3級	主査・主任	28	23.7	222,900 円	354,700 円
2級	主任	12	10.2	185,800 円	307,800 円
1級	主事・技師・主事補・技師補	22	18.7	135,600 円	243,700 円
合計		118	100		

- (注) 1 益子町一般職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による、地方公務員給与実態調査でいうところの一般行政職員のための職員数である。
 2 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 (注)3 平成24年度から部長制導入に伴い、7級制に変更している。



(注) 平成18年度に給与構造改革により8級制から6級制に、平成24年度から部長制導入に伴い7級制を導入した。

24年度～	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
18～23年度	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
～17年度	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

益子町では、地方公務員法第40条第1項の規定に基づき、平成13年4月に「益子町職員勤務評定要綱」を定めた。職員の能力開発、指導育成、人事考課および昇給などに主眼をおき運用してきた。平成18年度の給与構造改革では昇給・勤勉手当に勤務実績を反映するよう求めているところから、これまでの勤務評定制度を発展させた新たな勤務評定制度を平成20年度から運用開始した。平成20年度については試行期間とし、昇給への反映は本格運用となる平成21年度評価から反映している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

益子町	栃木県	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,315 千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,616 千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～22%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

益子町では、地方公務員法第40条第1項の規定に基づき、平成13年4月に「益子町職員勤務評定要綱」を定めた。職員の能力開発、指導育成、人事考課および昇給などに主眼をおき運用してきたところから、勤勉手当には反映させていなかった。平成18年度の給与構造改革では昇給・勤勉手当に勤務実績を反映するよう求めているところから、これまでの勤務評定制度を発展させた新たな勤務評定制度を平成20年度から運用開始した。なお、勤務評定期(1～2月)と勤勉手当支給月(6・12月)にタイムラグがあることから、勤勉手当への反映についてはさらに検討していく。

なお、懲戒処分またはその他の矯正措置を受けなかった職員の平成24年度における成績率は、各期とも64.5/100(勤務成績良好)と一律とした。

(2) 退職手当（平成25年4月1日現在）

益子町	栃木県	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.03 月分 勤続25年 32.83 月分 勤続35年 46.55 月分 最高限度額 55.86 月分 ○その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算) ○退職時特別昇給 なし ○1人当たり平均支給額 — 千円 23,039 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.03 月分 勤続25年 32.83 月分 勤続35年 46.55 月分 最高限度額 55.86 月分 ○その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算) ○1人当たり平均支給額(教育・警察職以外) 844 千円 25,601 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.03 月分 勤続25年 32.83 月分 勤続35年 46.55 月分 最高限度額 55.86 月分 ○その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)

(注) 1 退職手当の「1人当たり平均支給額」は、平成24年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 該当者がいないデータはハイフン(—)としている(平成24年度退職者:定年・勲奨4人)。

(3) 地域手当

益子町では、地域手当の支給対象地域ではないため支給実績なし。

(4) 特殊勤務手当（平成25年4月1日現在）

支給実績(平成24年度決算)	0 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	0 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成24年度)	0 %			
手当の種類(手当数)	3			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(24年度決算)	左記職員に対する支給単価
	感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する作業に従事した職員	感染症の予防業務	0 千円	日額 1,000円
	行旅病等死体収容に従事した職員	死体収容業務	0 千円	1体 3,000円
	町税の賦課および徴収に関する事務に従事した職員(現在は支給を凍結中)	税務事務	0 千円	1月 1,500円

(注) 上記3つの特殊勤務手当については、平成24年度の支給実績なし。

(5) 時間外勤務手当

区分	24年度決算額	23年度決算額	22年度決算額	21年度決算額
支給実績	27,568 千円	20,324 千円	23,694 千円	17,038 千円
職員1人当たり平均支給年額	209 千円	160 千円	187 千円	131 千円

(注) 平成24年度は、職員数の減少に伴い職員一人あたりの業務量の増加があった。

(6) その他の手当 (平成25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算額)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算額)
扶養手当	○配偶者がいる場合 ・扶養親族である配偶者 13,000円 ・子、父母など 扶養親族1人につき 6,500円 ○配偶者がいない場合 ・扶養親族1人目 11,000円 ・2人目以降 6,500円 ○加算措置 ・満16歳到達年度の4月から満22歳到達後の3月までの子1人につき、5,000円を加算	同		14,046 千円	212,818 円
住居手当	○借家の場合 ・家賃23,000円以下 家賃額－12,000円 ・家賃23,000円超～55,000円未満 (家賃額－23,000円)×1/2+11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円	同		3,631 千円	259,321 円
通勤手当	通勤距離(片道2km以上)区分に応じ支給 3,000～21,000円 など	異	距離区分	9,237 千円	71,054 円
管理職手当	管理職員(部長・課長級)に対し支給(平成19年度から定額支給とし、当分の間、支給額を抑制) ・部長部長:72,700円 → 54,000円 ・課長課長:49,900円 → 27,000円 ・主幹主幹:39,700円 → 21,800円 平成23年度までの支給額 ・課長 :49,900円 → 27,000円 ・主幹 :45,700円 → 22,900円 ・課長補佐:39,700円 → 21,800円	同		6,668 千円	370,447 円
管理職員特別勤務手当	週休日等の緊急必要時等における勤務に対し支給 6,000～7,000円	同		375 千円	20,806 円
日直手当	週休日等における日直勤務に対し支給 4,200円(年末年始 8,400円)	同		1,319 千円	9,991 円

5 特別職の報酬等の状況 (平成25年4月1日現在)

区分	給料月額等		
	(参考)類似団体における最高/最低額		
給料	町長	675,000 (727,000) 円	871,000 円 / 514,000 円
	副町長	549,000 (591,000) 円	716,000 円 / 449,000 円
報酬	議長	333,000 (350,000) 円	420,000 円 / 288,000 円
	副議長	276,000 (290,000) 円	343,000 円 / 200,000 円
	議員	243,000 (255,000) 円	303,000 円 / 180,000 円
期末手当	町長	(24年度支給割合)	
	副町長	2.95 月分	
退職手当	議長	(24年度支給割合)	
	副議長	2.95 月分	
備考	町長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副町長	給料月額×在職月数×42/100	13,608,000 円 任期毎
	備考	給料月額×在職月数×25/100	6,588,000 円 任期毎

(注)1 特別職における給料および報酬について、平成17年4月1日から支給の抑制措置を行っている。給料および報酬の()内は、抑制措置を行う前の条例上の支給金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

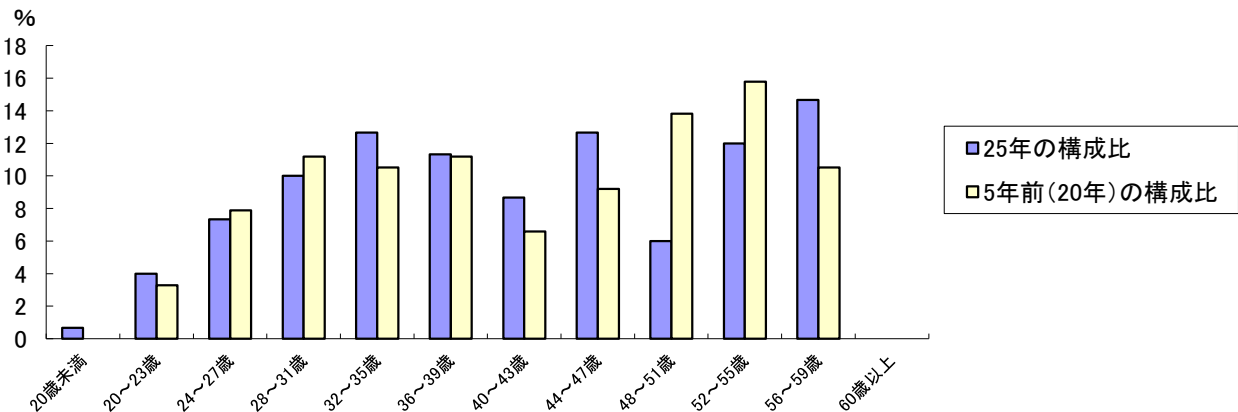
部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成25年	平成24年			
普通会計部門	議会	3	3	0	<ul style="list-style-type: none"> ・長期の育児休業者を総務課付としたため ・土祭が終了したため ・建設課土木系の業務分担を見直したため ・ねりんピック開催準備に伴う業務増 ・東日本大震災被災地派遣(宮城県東松島市福祉課) 	
	総務	31	28	3		
	税務	12	12	0		
	農林水産	13	13	0		
	商工	11	12	-1		
	土木	7	8	-1		
	民生	15	13	2		
	衛生	17	17	0		
	計	109	106	3		参考 人口1万人当たりの職員数 44.28 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 57.77 人)
	教育部門	26	28	-2		<ul style="list-style-type: none"> ・長期の育児休業者を総務課付としたため ・文化財関係業務を嘱託職員で対応
小計	135	134	1	参考 人口1万人当たりの職員数 54.84 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 72.13 人)		
公営企業等会計部門	下水道	3	3	0	・住民課国保年金係(国保関係部分)の業務分担を見直したため	
	その他	13	14	-1		
	小計	16	17	-1		
合計	151 [205]	151 [205]	0 [0]	<参考> 人口1万人当たりの職員数 61.34 人		

(注)1 「職員数」は地方公共団体定員管理調査に基づくものであるため、一般職に属する教育長が含まれている。

2 []内は、益子町職員定数条例における定数の合計である。

3 「人口1万人当たりの職員数」の基礎となる人口は、平成25年3月31日現在の住民基本台帳人口(24,617人)である。

(2) 年齢別職員構成の状況（各年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
25年	1人	6人	11人	15人	19人	17人	13人	19人	9人	18人	22人	—人	150人
5年前(20年)	—人	5人	12人	17人	16人	17人	10人	14人	21人	24人	16人	—人	152人

(注) この表における職員数は、教育長を除いた一般職員数となっている。

(3) 職員数の推移

部門別	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	18年からの増減数(率)
一般行政	103	101	100	103	103	106	106	109	6 5.8%
教育	42	40	37	36	34	32	28	26	▲16 ▲38.1%
公営企業等会計	18	16	16	17	16	16	17	16	▲2 ▲11.1%
総合計	163	157	153	156	153	154	151	151	▲12 ▲7.4%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数で、教育長は含む。